



医療法人 小野崎医院



〒012-0827
秋田県湯沢市表町三丁目1-29
TEL 0183-73-2540
FAX 0183-72-6961

見学・入所相談等、随時受け付けております。
介護についてお困りの際は、気軽にご相談ください。

お問い合わせ先
医療法人小野崎医院 秋田県湯沢市表町3-1-29
電話 0183-73-2540



小野崎医院介護医療院開設のお知らせ

平成12年より当院介護療養型医療施設（10床）として運営してまいりましたが、介護保険法の改正により令和6年3月末期限を以って廃止転換することとなり、令和3年4月1日付で新しい介護保険施設サービスである『**介護医療院**』に転換することになりました。当院の介護医療院が地域の皆様のご期待に応えられるよう、医療・介護・生活支援サービスの質の向上にさらなる努力を続けてまいりますので、今後ともご理解、ご支援を賜りますようよろしくお願いいたします。

介護医療院とは

介護医療院は、「医療の必要な要介護高齢者の長期療養生活施設」として2018年4月より創設された新しい介護保険適用の施設サービスです。医療サービスの必要な要介護高齢者の生活を、医療と介護の両面で支えることができる施設として、地域の方々の安心と安全に応える医療・介護・生活支援サービスです。介護医療院では、利用者の方々の生活スタイルに配慮し長期に療養生活を安心して送れるようプライバシーを尊重しながら、日常的・継続的な医療サービスを提供し、看取り看護やターミナルケアも行います。



◆介護医療院をご利用いただける方

介護医療院は、介護保険サービスの1つであり、サービスのご利用には要介護認定等の手続きが必要です。介護医療院のご利用対象は、要介護1から要介護5の介護認定を受けている方です。

◆利用者負担について

介護医療院での利用者負担は、介護サービスにかかった費用の1割（一定以上所得のある方は、2割または3割）に加え、食費・居住費・日常生活に必要な費用となります。

◆利用者負担の軽減

①特定入所者介護サービス費

・所得や資産等が一定以下の方に対して、市区町村への申請により、負担限度額を超えた居住費と食費の負担額が介護保険から支給されます。
※負担限度額は所得段階（第1段階～第3段階）、お部屋のタイプによって異なります。

◆介護医療院 利用料金表

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です。）

要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
個室	655円	756円	979円	1071円	1157円
多床室	757円	861円	1081円	1175円	1259円

※一定以上所得のある方は、介護保険料の自己負担が2割もしくは3割となります。

＜加算について＞

- ・初期加算（入院した日から30日間） 1日30円
- ・サービス提供体制強化加算（I） 1日22円
- ・介護職員処遇改善加算 保険料+各種加算×2.6%
- ・介護職員等特定処遇改善加算 保険料+各種加算×1.5%

※今後変更の可能性あり

